

番号	分類(事項)	具体例
15	外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外交暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

16	テロリズムその他の公共安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察における対応要領 ○ 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 ○ テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領
17	公共安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 ○ 国際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 ○ 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する内部情報等 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果
18	17に掲げる情報の収集整理又はその能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能
19	公共安全と秩序の維持の用に供する暗号その他17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 ○ 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

(外交機密の分野)



番号	分類(事項)	具体例
----	--------	-----

(外交機密の分野)



日本国の安全保障

日本国の安全保障

- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。
- 四 条約その他の国際約束の締結に関する事。
- 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事。

日本国の安全保障

日本国の安全保障

- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。
- 四 条約その他の国際約束の締結に関する事。
- 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事。
- 九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関する事。

- 七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関する事。

- 十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関する事。

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

等の適性評価を実施することができなくなり、日米GSOMIAの運用上、米国との関係で問題が生じ得る。したがって、特別防衛秘密を扱う政府職員等についても、本法案により整備されることとされる適性評価を実施できるよう手当てすべき。

(第4条)

- 上記総論とも関係するが、特別秘密の指定が解除された後、その情報の扱いについて整理が必要(「極秘」、「秘」などの秘密指定は維持されるのか、それとも「平」になるのか等)。
- 有効期間は、10年の指定、10年の延長となっているが、必要に応じて延長期間をさらに更新できることが必須と考える。

(第6条)

- 第6条一項について

「政令で定める」事項としてどのようなものを想定しているのか(各機関が他機関に特別秘密に該当する内容を共有する場合、必ず政令に定められた手続きを経なければならなくなるが、その内容如何では、省庁間の円滑な情報共有が阻害されかねない。)

(第7条)

第7条(適正評価)に関連して、現時点では条文に対するコメントはないが、本法案成立後の実施にあたっては、以下の点に留意願いたい。

- ② 第7条第1項第1号の「政令で定める職」については、今後前広に協議していただきたい。

(別表第二号)

- これまでの情報保護協定に基づく秘密情報の交換は、必ずしも外交ルートを経由する必要はなく、政府の権限のある当局間でも交換可能。したがって、第二号でいう「外交に関する事項」及び同号ハの「外交に関し収集した」の意味するところは、外務省が外交ルート等を通じて入手した情報に限らず、外交関係の処理の一環として締結された情報保護協定に基づき当局間で直接交換され、保護される情報を含み得ると理解。

(了)

秘密保全法制に関するコメント

1 条文案

(1) 第7条

ア 第1項

「その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合」には適正評価が免除されるとある。「その他政令で定める職」の具体的内容は、今後の政令における検討事項と理解するも、外部有識者を公務員に任命し、右が機微な外交機密に接することが想定されるような場合（例：外交機密の開示／不開示を審査する内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員）には、適正評価が行われることが望ましく、係る免除は厳格に行われる必要があると考えるので、政令策定の際には十分考慮ありたい。

イ 第6項

以下の下線部を追加ありたい。

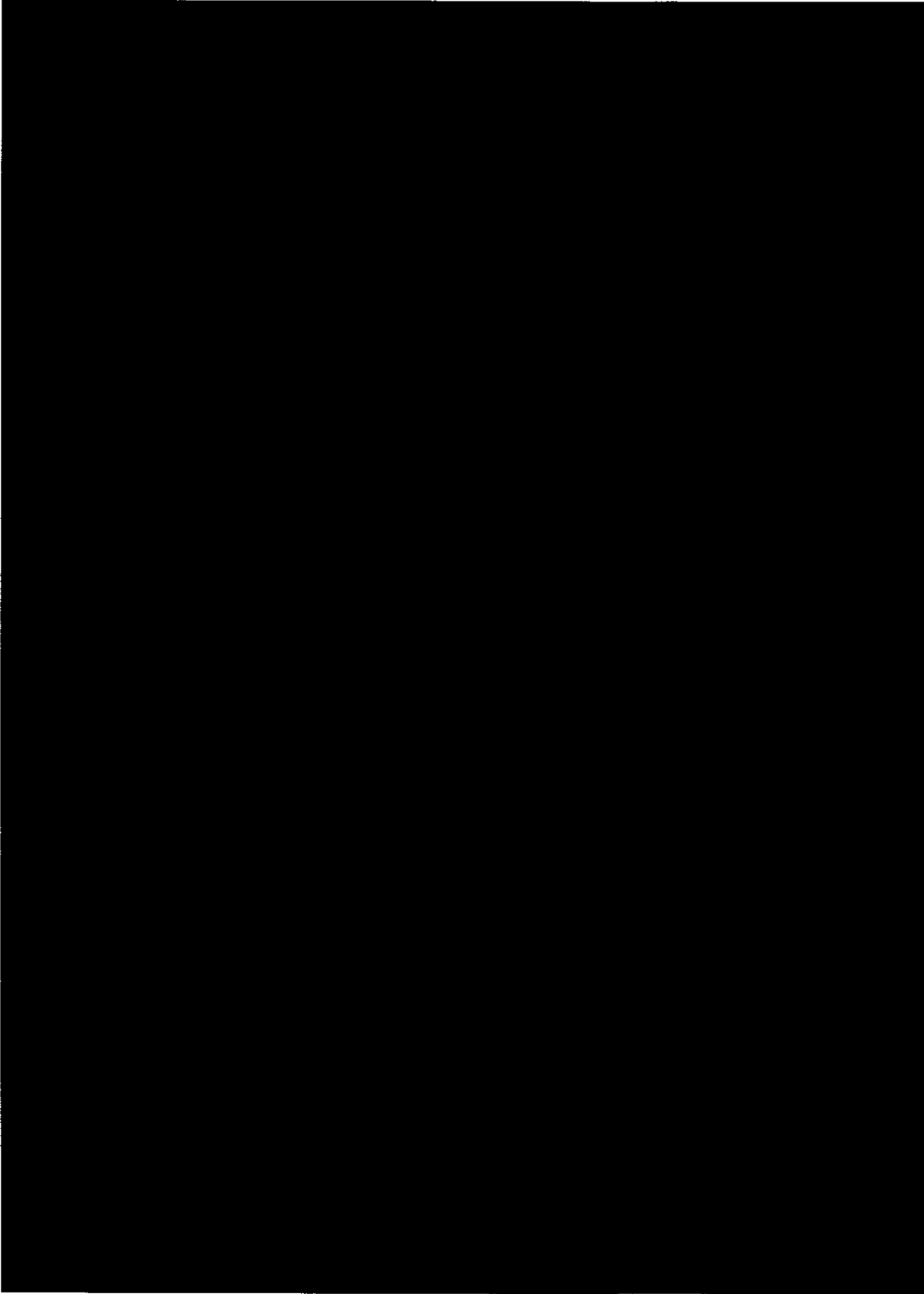
行政機関の長は、適正評価を行ったときは、適正を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

【理由】

対象職員が特別秘密を扱うポストを希望・応募していない場合でも、人事当局から人事配置の必要性に基づき適正評価の実施について同意を求められることは少なくない。こうした場合、対象職員が適正評価の結果通知を希望しないケースも考えられ、かつ、結果の通知を行わなくても人事配置上の支障が生じないことから、第7項と同様の規定ぶりとするのが適当。

(適正評価調査票(イメージ)も右にあわせて修正すべき。)

2 適正評価調査票(イメージ)について

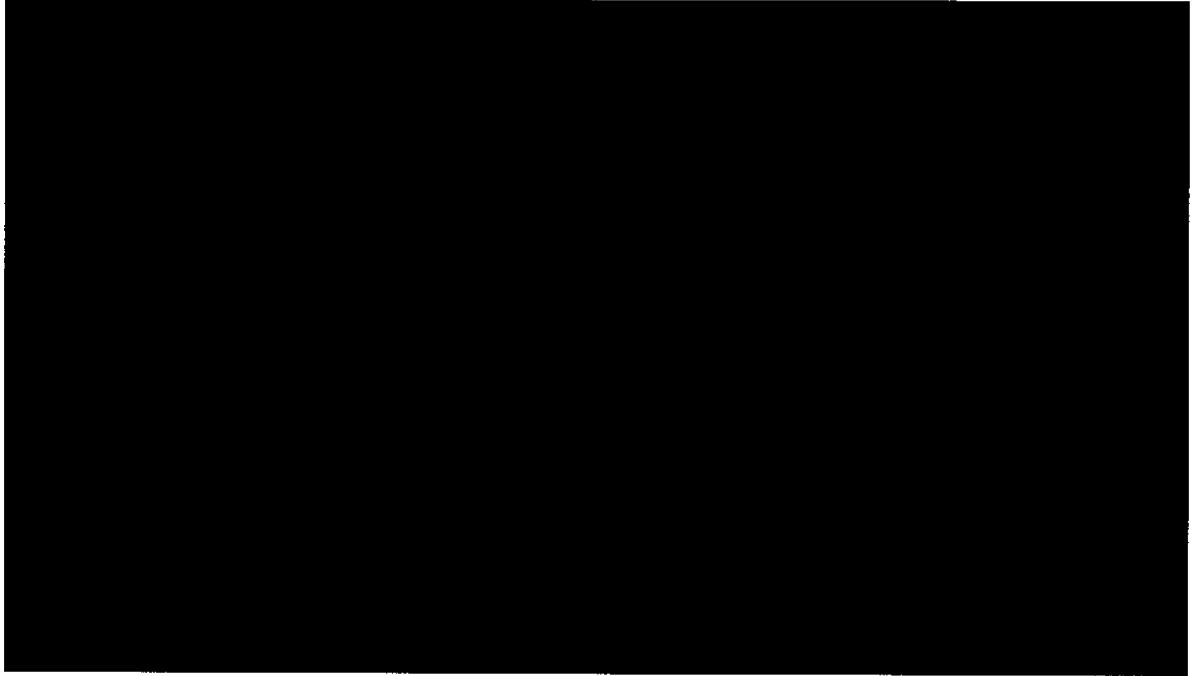




)

(了

(5) 調査票（イメージ）について



(7)

問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1)「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2)「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書(平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号)

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

(参考2)

衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書(平成十四年三月八日 答弁第一七号)

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。(以下略)

(参考) 国会における発言

● 参 - 本会議 - 19号 平成23年06月01日

内閣総理大臣(菅直人君)

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる最重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成23年09月16日

内閣総理大臣(野田佳彦君)

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから^(注4)、別表に本事項を追記することが必要。

【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは

- (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。
- (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
- (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティー・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。

2. 我が国が締結済みの情報保護協定

- (1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)
(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
- (2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)
(NATOは、我が国を始めとする35以上*の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
※2010年6月時点。最新情報については確認中。
- (3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)
(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定

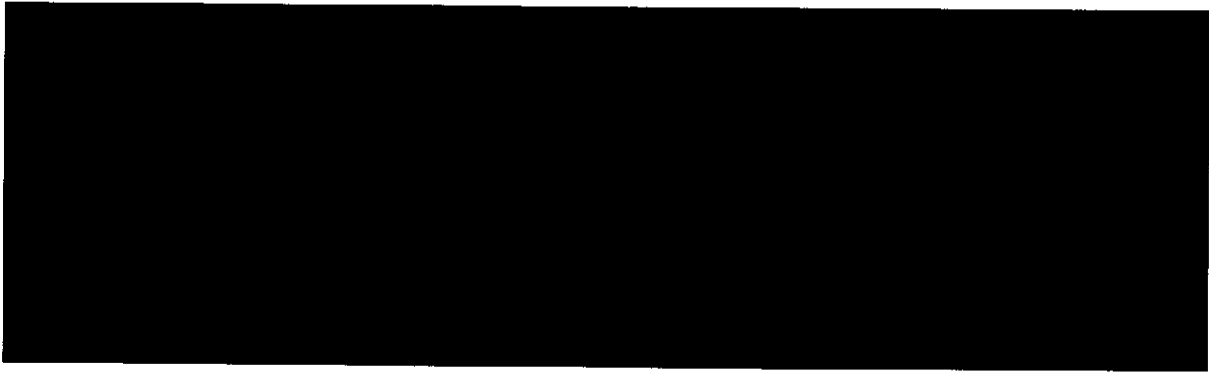
「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))

2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))

3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))



(了)

問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1)「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2)「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書(平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号)

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

(参考2)

衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書(平成十四年三月八日 答弁第一七号)

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。(以下略)

(
(参考) 国会における発言

● 参 - 本会議 - 19号 平成23年06月01日

内閣総理大臣(菅直人君)

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる最重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成23年09月16日

内閣総理大臣(野田佳彦君)

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから^(注4)、別表に本事項を追記することが必要。

【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは

- (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。
- (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
- (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティー・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。

2. 我が国が締結済みの情報保護協定

- (1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)
(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
- (2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)
(NATOは、我が国を始めとする35以上*の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
※2010年6月時点。最新情報については確認中。
- (3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)
(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定

「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))

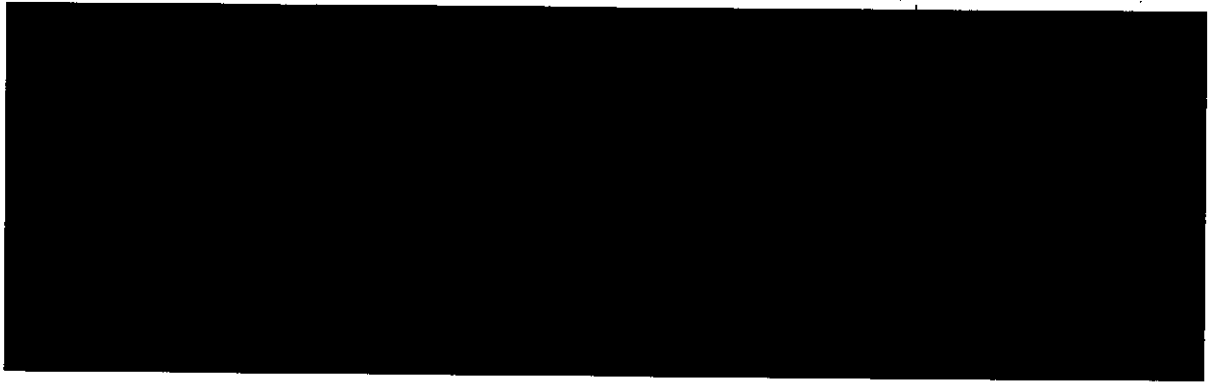
2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))

3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))

11/11/18



(7)

平成23年12月5日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について

平成23年12月1日に法制局に持ち込んだ条文案（以下「部長用条文案」という。）について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等に対する回答の内容によっては、再意見等を提出させていただく場合があるとともに、以下の意見等のほか、「調査票」の調査項目などについては、特別秘密に関する適性評価制度と、特別防衛秘密・省秘に係る適性評価制度は、当省内においては、単一の制度であるべきとの各機関の意見を踏まえ、現在、検討中であるため、今後、別に意見等を提出させていただく予定があることを申し添えさせていただきます。

1 第8条第1項関係



2 第8条第2項関係

部長用条文案第8条第2項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

3 第8条第7項関係

11月25日に法制局に持ち込まれた条文案（第6回分）には、結果の通知について、本人が希望しない場合には通知しない旨の規定が置かれていたが、部長用条文案第8条第7項において削除された理由を御教示いただきたい。

内閣情報調査室担当官 殿

平成23年12月14日
警 察 庁

特別秘密の保護に関する法律(仮称)(平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料)
について

見出しの件につき、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 第5条関係

第3項は、いかなる事態を想定しているのか教示されたい。また、同項第1号に規定する「取扱いの状況」及び第3号に規定する「留意すべき事項」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか教示されたい。

2 第8条関係

(1) 平成23年9月27日付けで質問を提出した際には、検討中とのことであったが、第8条第1項2号に規定する「政令で定める措置」のその後の検討状況如何。

(2)

また、適性評価を実施する行政機関の長は、犯罪経歴に関する事項の調査を行うため必要がある場合、どの団体に照会を行うこととなるのか教示されたい。

(3) 第5項に規定する「政令に定めるもの」として具体的に何を想定しているのか教示されたい。

関の長は、自ら適性評価を行い、当該職員の適性を認めた上で特別秘密を取り扱わせることとなる。この場合の根拠条文は第8条第1項である。

● **今回の当省からの再質問**

- ① 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)は、具体的にどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。
- ② 上記の回答は、当方の質問事項に記述したように「改めて、適性評価を行うことも可能」(相互乗入が可能)という趣旨か、それとも、他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならないのか御教示いただきたい。また、相互乗入が可能ということであれば、それは、契約業者の場合も同様か御教示いただきたい。



2 **新規質問**

ア **第8条第1項第1号関係**

適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名は政令で規定するとなっているが、各省庁共通事項として大臣秘書官(政務)の取扱いについてのお考えを御教示いただきたい。

また、適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名については、各省庁統一的なものとして政令のみに規定されることになるのか、それとも、例えば、防衛大臣補佐官など各省庁固有の官職については、各省庁の判断で適性評価の対象外とできるような仕組みとなるのか御教示いただきたい。

イ **第8条第8項関係**

適性評価の結果の通知(主に適性を有しないと認めた場合)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、申請者から個人情報の開示請求がなされた場合の「開示・不開示の判断基準」や「不開示とする場合の理由」を同法14条の規定に照らし整理する必要があるところ。当該内容を含め、個人情報の開示請求への対応について、現段階においてお考えがあれば御教示いただきたい。

ウ **その他**

当方としては、企業職員に対する適性評価の実施体制について、必要に応じて所要の機構・増員要求を行う必要性も含めて検討を進めているところ。当方のこれまでの経験に鑑みれば、適性評価において最も労力と時間を要するのは「対象職員若しくは知人その他の関係者への質問」(法案第8条第7項)であるところ、これらの職員・知人に対する質問手続等について、今後、政令等により各省庁共通の規定を設ける予定があるのか、それとも各行政機関の長の裁量に委ねられることになるのか、お考えがあればお伺いしたい。

また、法律の施行期日次第では、企業職員に対する適性評価の実施体制の構築については、

コ

この
のような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。

② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。

サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。

シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。

ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないかと理解してよいか。

なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。

※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、考え直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政

平成24年2月8日
防衛省防衛政策局調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等につきましては、後日、その詳細を御説明に伺う予定でありますことを申し添えさせていただきます。

1 調査票について

現在、防衛省においては、防衛省訓令に基づき、秘密（省秘・防衛秘密等）の種類にかかわらず、その取扱者に対して、共通の適格性確認を行ってきたところ、防衛秘密制度は新法に取り込まれることになるため、今後は、特別秘密の取扱者については、新法における適性評価を行うことになるが、

また、

したがって、これまで、防衛省訓令に基づき、調査項目として定められていたものは、引き続き、新法における適性評価の調査項目として定めていただくよう、ご検討いただきたい。

2 施行期日について

新法における施行期日の設定に当たっては、特別秘密制度（適性評価を経た者に限り特別秘密を取り扱わせるという規定以外の部分）の施行後、一定期間内に、特別秘密の取扱者となる者に対し、新法に基づく適性評価を行う必要があるものと承知しているところ、現在、防衛省訓令に基づき、防衛秘密に係る適格性の確認を経ている者は、相当数存在しているため、これらの者について、新たに新法に基づく適性評価を行うこととした場合、その作業に十分な期間（移行期間）が必要と考える。

したがって、防衛省における新法に基づく適性評価に掛かる作業期間（作業見積もり）を考慮の上、新法の施行期日を設定していただくよう、ご検討いただきたい。

3 適性評価の代替措置について

することが挙げられているが、仮に本規定が盛り込まれないならば、上記1(2)のとおり、外国政府等から提供された情報については、それが当該外国政府等にとって安全保障等に関するものであり、国際約束に基づき保護を必要とするものであっても、我が国として特別秘密に指定し得ない場合が生じることとなり、国際的な情報共有の促進を大きく阻害するおそれがある。

4. なお、本規定にいう国際約束として想定される情報保護協定は、一般に、国内法令の範囲内で外国政府等から提供された情報を保護するための手続等を規定するものである(注)ため、単に情報保護協定を締結するのみならず、当該提供情報を国内法上厳格な保護手続の対象とすることが、外国政府等から提供された情報を適切に保護し、国際的な情報共有を促進するために極めて重要である。

5. したがって、上記1.(1)のような情報については、我が国として厳重に保護することが極めて重要であり、仮に別表第一号から第三号までに該当しない事項であっても、そのような情報を特別秘密に指定し得るようにするため、本規定を置く必要がある。

6. 

【注1】情報保護協定

(1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。

(2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提